

コンクリート圧送工事業標準見積書 活用の手引き

平成 28 年 4 月改訂版
(一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会

全圧連のホームページ (<http://www.cc.rim.or.jp/~zenatsu/>) から、エクセルファイル「コンクリート圧送工事業標準見積書 (法定福利費明示型、2016.4 改訂版)」をダウンロードしてご使用下さい。

エクセルファイルの中には、以下の 7 つのシートが入っています。

1. コンクリート圧送工事業標準見積書 (1~2 ページ)
2. コンクリート圧送工事業標準見積書 作成手順書① (3~4 ページ)
3. コンクリート圧送工事業標準見積書 作成手順書② (5 ページ)
4. 社会保険の加入義務と適用除外について
社会保険等の対象となる労務費に含める賃金の範囲について (6 ページ)
5. 【参考資料】平成 28 年度 社会保険料率等に関するデータシート (7 ページ)
6. 【参考資料】公共工事設計労務単価から算出する法定福利費の参考数値例 (8~10 ページ)
7. 【参考資料】平成 28 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価 (11 ページ)

シート「1. コンクリート圧送工事業標準見積書」(1~2 ページ)

基本料金制による標準見積書です。「基本料金」「圧送料」のほか、諸経費として「安全管理費」「法定福利費 (社会保険の事業主負担額)」「その他諸経費 (販売費および一般管理費等)」、また、最低保証料金 (設定する場合) が明示できる様式にしています。

また、別途料金として、必要となるケースの多い主要な項目を明示しています。

必要な箇所をカスタマイズしてご利用、ご提示下さい (そのままご使用もできます)。

単価見積の場合には、「数量」(現場回数や使用数量) の記入を省くか、「1」と入力して下さい。

法定福利費は、「基本料金」「圧送料」に含まれる作業員 (技能者) の労務費から、シート「2. 作成手順書」により算出した数値を記載します。また、追加作業員が必要となる場合 (別途料金の項目に明示) も、追加作業員の労務費からシート「2. 作成手順書」により法定福利費を算出して記載します。

シート「2. コンクリート圧送工事業標準見積書 作成手順書①」(3~4 ページ)

「基本料金」「圧送料」のほか、主要な「別途料金」の定義と算出方法を記載しています。

必要な箇所をカスタマイズしてご利用、ご提示下さい (そのままご使用もできます)。

シート「3. コンクリート圧送工事業標準見積書 作成手順書②」(5 ページ)

作業員 (技能者) の労務費から法定福利費を自動的に算出します。

次の 1)~8) の手順で入力作業をお願いします。

- 1) 御社における、作業員（技能者）1名あたりの月額平均賃金を計算し、「オペレータ・筒先作業員の報酬月額（C）」の欄に入力して下さい。

※健康保険や厚生年金に加入されている場合は、日本年金機構から通知される「健康保険・厚生年金被保険者 標準報酬決定通知書」、および「同 標準賞与額決定通知書」を参考に、作業員（技能者）1名あたりの月額平均賃金を計算する方法もあります。

※雇用保険に加入されている場合は、労働保険年度更新の申告書提出の際に使用する、「確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表」を参考に、作業員（技能者）1名あたりの月額平均賃金を計算する方法もあります。

- 2) 御社の作業員（技能者）が、「雇用保険」「健康保険」「厚生年金」にそれぞれ加入義務が「あり」か「なし（適用除外）」かを「保険加入義務」の欄で選択して下さい。加入義務の有無についてはシート「4. 適用除外・賃金の範囲」を参考にして下さい。

- 3) 御社の事業所所在地の都道府県を「事業所所在地」の欄で選択して下さい。

- 4) 保険料率が自動的に選択され、作業員（技能者）1名あたり月平均の法定福利費の事業主負担額合計（N）が算出されます。

※東京都・平成28年4月以降の例…

（「雇用保険」「健康保険」「介護保険」「厚生年金」に加入義務ありの場合）
雇用保険（J）0.9%、健康保険（K）4.98%、介護保険（L）0.41712%、
厚生年金（M）9.114%（厚生年金8.914%+こども・子育て拠出金0.20%）
法定福利費合計 15.41112%

なお、介護保険料率は、当該年度の保険料率に介護保険の対象である40歳以上64歳以下の被保険者の構成比率（厚生労働省資料）を乗じた比率を適用しています。

※平成28年度の場合…

介護保険料率の事業主負担率 $0.79\% \times 40$ 歳以上 64 歳以下の被保険者の構成比率 52.8% （厚生労働省「健康保険・船員保険被保険者実態調査」） $=0.41712\%$

- 5) 御社のコンクリートポンプ車の月平均稼働回数を、「月平均稼働回数（O）」の欄に実績で入力して下さい（例：月平均22回稼働なら「22」を入力）。

「1名1稼働あたり法定福利費（P）」が自動的に算出されます。

- 6) 御社のコンクリートポンプ車1稼働あたりに搭乗する作業員（技能者）の平均人数を「1回あたり稼働人数（Q）」の欄に実績で入力して下さい（例：平均2名編成なら「2」を入力）。

「1稼働あたり法定福利費（R）」が自動的に算出されます。

単価見積の場合は、ここまでとなります。見積書に転記して下さい。

- 7) 見積書を提示する工事現場の、施工計画から見込まれるコンクリートポンプ車の稼働回数を「当該現場回数（S）」の欄に入力して下さい（例：10回現場出動が必要ななら「10」を入力）。

見積書を提示する工事で発生する「法定福利費計（T1）」が自動的に算出されます。見積書に転記して下さい。

- 8) 追加作業員が必要となる場合は、前述の 1) で計算した御社における作業員（技能者）1名あたりの月額平均賃金を「追加作業員の報酬月額（G）」の欄に入力して下さい。以降は前述の 2) ～7) と同様に入力して下さい。「法定福利費計（T2）」が自動的に算出されます。見積書に転記して下さい。

シート「4. 社会保険の加入義務と適用除外について、社会保険等の対象となる労務費に含める賃金の範囲について」（6 ページ）

社会保険の加入義務がある事業者か、ない（適用除外の）事業者か、社会保険等の対象となる労務費に含める賃金の範囲を明示しています。※見積書に参考として添付して下さい。

シート「5. 【参考資料】平成 28 年度 社会保険料率等に関するデータシート」（7 ページ）

平成 28 年 4 月以降の賃金分からの、47 都道府県における「雇用保険」「健康保険」「介護保険」「厚生年金」の事業主負担分の法定福利費の保険料率です。※見積書に添付して提示する必要はありません。

シート「6. 【参考資料】公共工事設計労務単価から算出する法定福利費の参考数値例」（8～10 ページ）

国土交通省が発表した平成 28 年度の公共工事設計労務単価を利用した 47 都道府県の作業員（技能者）の法定福利費の算出例です。

オペレータ・筒先作業員は公共工事設計労務単価の「運転手（特殊）」と「特殊作業員」の労務単価の平均額を採用しています（コンクリートポンプ車のオペレータと筒先作業員は、ともにオペレーションと筒先作業を兼務するため）。

また、現場に赴くための準備・点検作業および走行、現場作業終了後の機械洗浄・撤収および走行にかかる早出残業時間を最低 2 時間とし、割増賃金率 1.25 を乗じた額を上乗せしています。

御社が実際に作業員（技能者）に支給している賃金よりも低額であることが考えられるため、あくまでも参考数値としてご活用下さい。※見積書に添付して提示する必要はありません。

シート「7. 【参考資料】平成 28 年度 2 月から適用する公共工事設計労務単価」（11 ページ）

国土交通省が発表した平成 28 年度の公共工事設計労務単価の「運転手（特殊）」と「特殊作業員」およびその 2 職種の平均額を掲載しています。※見積書に添付して提示する必要はありません。